

平成 23 年 第 3 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 23 年 3 月 23 日 (水) 午後 1 時 30 分開会
午後 3 時 00 分閉会

開催場所 摂津市役所大会議室

付議事件

議案番号	件 名	審議結果
教選 1	摂津市教育委員会委員長選挙の件	承認
教選 2	摂津市教育委員会委員長職務代理者指定の件	承認
21	摂津市教育委員会表彰対象者選定の件	承認
22	摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件	承認
23	摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件	承認
24	摂津市立公民館長任命の件	承認
25	摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件	承認
26	平成 23 年度摂津市教育方針の件	承認
27	摂津市民図書館等協議会条例制定の件	承認
28	摂津市民図書館等協議会運営規則制定の件	承認
29	摂津市教育センター条例施行規則制定の件	承認
30	摂津市個人情報保護条例の施行に関する摂津市教育委員会規則の一部を改正する規則制定の件	承認
31	摂津市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則制定の件	承認
32	摂津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件	承認
33	摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
34	摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
35	摂津市立小中学校通学区域審議会規則及び摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認
36	摂津市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認
37	摂津市立鳥飼図書館センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認
38	摂津市立小・中学校教科用図書選定委員会規程の一部を改正する規程制定の件	承認

出席者

委員 長	新庄慶昭	教育総務部長	馬場 博	教育総務部参事	以登田毅 岩見賢一郎 大橋徹之 日垣智之 奥村有理
委員 長		生涯学習部長	宮部 善隆	兼教育研究所長	
職務代理者	溝口重雄	教育総務部理事	市橋正己	総務課長	
委員	大矢優子	教育総務部次長		学務課長	
教育長	和島 剛	兼学校教育課長	前馬晋策	総務課参事	
		生涯学習スポーツ課長	小林寿弘	兼課長代理	
		生涯学習スポーツ課参事		総務課管理係員	
		兼安威川公民館長	上 清隆		
		青少年課長	門川好博		
		市民図書館長	池上敦実		
		学校教育課参事			
		兼課長代理	谷田 学		

委員長

ただいまから、平成 23 年第 3 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は溝口委員長職務代理です。よろしくお願いいたします。

まず、議事進行につきまして各委員にお諮りします。本日上程いたします、教選第 1 号「摂津市教育委員会委員長選挙の件」、及び教選第 2 号「摂津市教育委員会委員長職務代理者指定の件」は、人事に関する事件であります。また、議案第 21 号「摂津市教育委員会表彰対象者選定の件」は、前回の 2 月定例会で秘密会として取り扱った内容を含んだ事件であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 6 項の規定によりまして、秘密会とさせていただきます。ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、先ず教選第 1 号、2 号を秘密会として議案審議を行いたいと思います。なお、教選第 2 号の審議が終わりました後、暫時休憩を取りまして、関係課長を召集しますので、よろしくお願いいたします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

再開します。先ほど教選第 1 号「摂津市教育委員会委員長選挙の件」及び教選第 2 号「摂津市教育委員会委員長職務代理者指定の件」を審議いたしましたところ、委員長には私、新庄が、職務代理者には溝口委員が就任することに決定しました。

また、議案第 21 号「摂津市教育委員会表彰対象者選定の件」につきましては、原案どおり承認しましたので、ご報告いたします。

では、引き続き議案第 22 号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」を上程します。総務課長から説明をお願いします。

総務課長

議案第 22 号「摂津市教育委員会事務局の人事異動の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。無いようでしたら、議案第 22 号「摂津市教育委員会事務局の人事異動の件」について原案どおり承認い

たします。続きまして、議案第 23 号「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」を上程いたします。学校教育課長から説明をお願いいたします。

教育総務部次長 議案第 23 号「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

委員長 何か質問等がございますか。

大矢委員 教育センターの新しい機構改革で教育推進課という課ができ、優秀な校長先生方が入っていただけるようですので期待しております。

委員長 他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第 23 号「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。続きまして、議案第 24 号「摂津市公民館長任命の件」を上程いたします。安威川公民館長から説明をお願いいたします。

安威川公民館長 議案第 24 号「摂津市公民館長任命の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

委員長 何か質問等がございますか。無いようでしたら、議案第 24 号「摂津市公民館長任命の件」について原案どおり承認いたします。続きまして、議案第 25 号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」を上程いたします。安威川公民館長から説明をお願いいたします。

安威川公民館長 議案第 25 号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

委員長

何か質問等がございますか。無いようでしたら、議案第 25 号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。続きまして、議案第 26 号「平成 23 年度摂津市教育方針の件」を上程いたします。学校教育課長から説明をお願いいたします。

教育総務部次長

議案第 26 号「平成 23 年度摂津市教育方針の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

委員長

何か質問等がございますか。

委員長職務代理者

この方針そのものについては、異議ございません。しかし、24 ページにもなる大部な内容になっております。もちろん、1 ページも削除できないわけですが、周知徹底するについては大矢委員からもあったように、創意工夫をしないといけないだろうと思います。前回は未定稿ではあったけれども、ペーパー1 枚で非常に説得力のある内容の文章を用意していただきました。未定稿のものに関しては、周知徹底用のペーパーであるので、方針としてはあえて添付をしないということだろうとは思いますが、未定稿の部分に関しては、あのようなまとめ方はいいのですが、内容的には2 点申し上げたいと思います。特に、計画年次を長期 10 ヶ年、前回の説明では総合計画のスパンがそうなっていると聞いたかと思います。計画年次としては 10 ヶ年としては通常だと思いますが、実施計画として 10 ヶ年といいますと、教育内容にそんなに変化はないと思うものの、進捗度合、取り組み具合でローリングするのが計画の常道なのです。そういう意味では、10 ヶ年という年次に私は非常にこだわりがあって、中学でいえば3 ヶ年、小学校でいえば6 ヶ年、連携をとっていえば9 ヶ年ということになりますけれども、小学校であっても、6 年生でもって目標というものを立てますがそういうものではなく、前期3 年についてはこうだとか、後期の3 年の高学年についてはこうだとか、中学校にいたっては3 ヶ年でもってこのように育てていただきたい授業をしていきますという姿を示さなければ、市民、保護者に説得力をもたないであろうと思います。これは、それぞれの学校において 10 ヶ年ではなくお持ちいただいているのであろうと思うのですが、公にしていくについてはそういうきめ細やかな計画が必要であろうと思います。これは前馬課長自身も平成 19

年第1回学力テストの市民説明会において、この23年までに数字目標達成をするんだと言っておられたように、そんな5年や10年とかをお考えになっていないということも十分に理解しておりますので、表に出すときには、そういうことをやっていただきたい、ということが1点。もう1つは、確かにゼロ解答を含めて、こういったページの解答については、解消していかなければなりません。これは当然府平均、あるいは国平均を目指すとしてもまずは、この辺の層の底上げ、よく言われている2つのこぶの減少これが平均的にいきますと、やっぱり一定な傾向を保ってしまいますので、実際の取り組みとしては、十分理解はいたしております。しかし、これで終わってしまいますと、国、府の平均ですから相対的なもので変動いたしますので難しいということも十分理解しております。府だって、国平均を言っても動くわけですから、学力テストの取り組みですら今年例の大地震で4月はもう延期だとか、あるいは有識者の会議では、悉皆とかいうような報道もありますし、どうなっていくかわからないけれども、いずれにしても相対的なものですからきっちりとはできないけれども、目標をもつということは府と我々市町村との整合した計画を持たないといけません。府は府の考え方、摂津市は摂津市の考え方では成り立ちませんので、その辺の計画については、1行目だけで留めるのも1つ方法ですし、付けたら今意見申し上げたような内容を酌みとっていただかなければならないと思います。前回と同じですが、そのような意見を持っております。

教育総務部次長

ありがとうございます。1点目にご意見を頂戴いたしました件につきましては、未定稿を決裁いただいた後、各学校に配付したいと思っております。配付する際には平成32年度までにというのを取る形で考えております。基本的に大きな考えでは毎年そのようなことを目指すということが我々教育者としてはあるべき姿だと思っております。あと府との整合性ですが、国や府そして市の関連性は必要だと思っております。特に府が数値目標を設定しながら、学力向上に取り組んでいく中で、我々といたしましても府のことを目標とするのか、そしてまた体系的に何をやっているのかなどを様々な教育関係者が理解しながら取り組みを進めていく必要があると思っております。従って、十分整合性も考えておりますし、先程申しましたような形で目標をそれぞれが認識できるように努めてまいりたいと思います。

委員長

他に質問等がございますか。無いようでしたら、議案第 26 号「平成 23 年度摂津市教育方針の件」について原案どおり承認いたします。続きまして、議案第 27 号から議案第 38 号までの議案は平成 23 年度から開始されます機構改革に伴う条例改正の案件ですので一括上程します。関係課長から説明をお願いいたします。

市民図書館長

議案第 27 号「摂津市民図書館等協議会条例制定の件」、議案第 28 号「摂津市民図書館等協議会運営規則制定の件」、次ページの議案第 36 号「摂津市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」、議案第 37 号「摂津市立鳥飼図書館センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

教育研究所長

議案第 29 号「摂津市教育センター条例施行規則制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

総務課長

議案第 30 号「摂津市個人情報保護条例の施行に関する摂津市教育委員会規則制定の件」、議案第 31 号「摂津市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則制定の件」議案第 32 号「摂津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」、議案第 33 号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」、議案第 34 号「摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

学務課長

議案第 35 号「摂津市立小中学校通学区域審議会規則及び摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

教育総務部次長 議案第 38 号「摂津市立小・中学校教科用図書選定委員会規程の一部を改正する規程制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書、参考資料により説明あり】

委員長 何か質問等はございますか。

大矢委員 議案第 36 号の図書館の件ですが、新旧対照表がありまして、9 ページの第 6 章第 16 条 2 項のところなのですが、文言が抜けているのではないかと思います。最後に「取扱いものとする」となっているのですが、これは、「取扱いするものとする」ではないでしょうか。

市民図書館長 訂正いたします。

大矢委員 議案第 29 号の摂津市教育センター条例の件ですが、この議案に何か申し上げるということではないのですが、児童相談課で相談窓口を一本化されるということですが、以前の校長との懇談会で家庭児童相談室や教育研究所になかなか連絡がとれなくて困っているという話を聞いておりましたので、是非それを解消されるように窓口一本化をお願いします。

教育研究所長 一本化についてですが、相談窓口の一本化、従来電話回線が 2 回線だったのですが、今回は 5 回線で繋がりやすいような状況になっております。

委員長 他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第 27 号議案第 38 号までを原案どおり承認いたします。続いて報告事項に移ります。事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長から説明をお願いします。

総務課長 [事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり]

委員長 何か質問等はございますか。無いようでしたらその他に移ります。

教育総務部次長	〔以下、参考資料等により、(1)平成22年度2月までの問題行動等件数について報告あり〕
委員長	何か質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。
総務課長	〔各課事業予定及び結果報告について説明あり〕
委員長	何か質問はありますか。
大矢委員	入学式についてですが、教育委員会からの挨拶があるのでしょうか、もしくは、何か新しいことをされるのでしょうか。
教育総務部次長	各学校の式次第がございますので、挨拶を抜きというわけにもいえないと思っております。しかし、昨年、中学校、小学校の新入生に11項目の目標を印刷しまして全員に配布いたしました。来年度も11項目の配布を行い基本的な生活習慣の定着、家庭学習習慣の定着等を啓発していきたいと思っております。幼稚園の入園式におきまして11項目の目標の最初の3つに重点をおきまして、そこを就学前から取り組んでいただきたいという啓発のアピールを配布するということです。
大矢委員	配布だけでは、弱いのではないかと思います。保護者もいますので、挨拶の中にでも何か訴えていけたらと思うのですが。
教育総務部次長	早寝、早起き等の文言が入るような言葉を検討しているところです。
教育総務部長	私、幼稚園の卒園式に行ってきました。その中の挨拶文にも事務局から家庭で早寝・早起き・朝ごはんと記載されておりますので、その点お任せできるかと思います。
委員長	他に質問ございますか。無いようでしたら、これで平成23年第3回定例会を終了いたします。ご苦労様でした。